

久喜市福祉タクシー利用料金補助要綱の一部を改正する告示

久喜市福祉タクシー利用料金補助要綱（平成22年久喜市告示第111号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「の規定によりによる」を「に規定する」に改める。

第5条第2項を次のように改める。

2 利用券は、障がい者1人につき、当該年度ごとに次の表のとおり交付するものとする。

| 前条の申請を受理した日の属する月 | 交付枚数 |
|------------------|------|
| 4月から6月まで | 48枚 |
| 7月から9月まで | 36枚 |
| 10月から12月まで | 24枚 |
| 1月から3月まで | 12枚 |

様式第1号（裏）を次のように改める。

様式第 1 号(第 3 条関係)

(裏)

| 《利用者の方へ》 | 《乗務員の方へ》 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">この利用券は障がい者ご本人が乗車した時のみ有効です。他者への譲渡はできません。利用券は、埼玉県又は久喜市と協定を締結している事業者に対してのみ有効です。乗車時に乗務員から手帳の提示を求められることがあります。この利用券と障がい者割引(1割引)は併用できます。割引対象となる障がい種別はタクシー事業者により異なります。 ただし、障がい者割引を受ける際、ご本人又は同乗介護者からの手帳の提示が必要です。大型車・寝台車を利用した場合でも初乗運賃相当額は普通車と同じです。この利用券は、利用 1 回につき1枚(乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額になる場合は2枚まで)使用できます。釣銭は出ません。 | <p>この利用券の提出があったときは、この利用券と乗車料金から初乗運賃相当額を差し引いた金額を利用者から受け取ってください。ただし、乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額であった場合は2枚まで受け取ることができます。その場合は、乗車料金から初乗運賃相当額の2倍の額を控除した金額を受け取ってください。</p> <p>利用者が障がい者割引(1割引)の適用される障害者手帳を提示したときは、割引後の金額から初乗運賃相当額を差し引いた金額を利用者から受け取ってください。 (上記ただし書きが適用される場合は、割引後の金額から初乗運賃相当額の2倍の額を差し引いた金額を受け取ってください。)</p> <p>この利用券は、初乗料金未満の金額では使用できません。また、釣銭は出ません。</p> <hr/> <p>お問合せ先 〒346-8501 埼玉県久喜市下早見 85 番地の 3 久喜市 部 課 TEL FAX</p> |

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

福祉タクシー利用券交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号
障がい者との続柄

久喜市福祉タクシー利用料金補助要綱第4条の規定に基づき、福祉タクシー利用券の交付を受けたいので、申請します。

| | | |
|----------------------------|---------------------|---|
| 障 が い 者 | 住 所 | 久喜市 |
| | ふりがな | |
| | 氏 名 | |
| | 生 年 月 日 | 年 月 日 |
| 障 が い の 状 況 | 障がい者 身体障害者 手帳 | 1 埼玉県 2 () 都道府県 第 号 1級 ・ 2級 ・ 3級 |
| | 療育手帳 | 埼玉県 第 号 ㊤ ・ A ・ B |
| | 精神障害者 保健福祉手帳 | 埼玉県 第 号 1級 ・ 2級 |

福祉タクシー利用券を受領しました。

年 月 日

利用券枚数 48・36・24・12 枚

利用者番号 第 号

氏名

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。